

ゴールデンウィークの調剤体制の確保にご協力ください！

ゴールデンウィークの調剤体制を確保するため、保険薬局の皆様のご協力をお願いします。

ゴールデンウィークに調剤体制を確保する「保険薬局」への「協力金」について

ゴールデンウィーク(4月29日・30日、5月3日～7日)中に、1日あたり合計4時間以上、調剤体制を確保していただいた「保険薬局」を対象に、東京都が「協力金」を支給します。

【都HP「ゴールデンウィークの調剤体制の確保について」】

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryoku/kansen/corona_portal/iryokikan/gw-yakkyoku.html



◆対象機関

診療・検査医療機関を受診し、医薬品を必要とする患者への対応のため、ゴールデンウィークに開局する「保険薬局」

◆支給要件等

- 予め、専用サイトから、ゴールデンウィーク中の体制(開局日、開局時間等)について、「事前登録」をお願いします。「事前登録」がない場合、支給対象になりません。

→【申請サイトは↓こちらです。事前登録の〆切：4月19日(月)】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1675823855197>



- 登録後、令和5年4月29日・30日、5月3日～7日までの間で、調剤体制を1日以上確保してください。(1日あたり合計4時間以上)
- ゴールデンウィークの開局日や開局時間等について、近隣の診療・検査医療機関と事前に調整し、決定してください。診療・検査医療機関との連携等がなく開局している場合は、本事業の対象外となりますので、ご注意ください。



※ 最新の診療・検査医療機関の一覧はこちらからご確認ください。

→ https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryoku/kansen/corona_portal/soudan/hatsunetsugairai.html

- 区市町村の委託で休日調剤開局している場合、休日調剤開局とは別に体制を確保していただくことで、本事業の対象になります。(例：休日開局の薬剤師とは別に、もう1人薬剤師が出勤する)

◆支給額(1日1店舗当たり) ※当日在勤する薬剤師の方の人数は考慮されません。

- 4時間以上8時間未満 : 15,000円
- 8時間以上 : 30,000円

◆スケジュール

- 4月10日(月)～4月19日(水) 17時 : 登録申請の手続き
・登録後、申請受付のメールが送信されますので、必ずメールを保存してください。
- 4月29日(土)・30日(日)、5月3日(水)～7日(日) : ゴールデンウィークの体制確保
- 5月8日(月)～5月31日(水) (予定) : 協力金の申請(実績報告手続き)
・申請方法等については別途通知いたします。

ゴールデンウィークに調剤を行う薬局の登録・協力金の申請フロー

事前登録

4月10日(月)～4月19日(水)17時

専用サイト(東京共同電子申請サービス)から、対象期間のスケジュール等の必要事項の入力を行う。

【申請サイト】

⇒<https://www.shinsei.elgfront.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1675823855197>○登録が完了するとメールが届きます。

○事前登録を行わない場合、実際に営業しても本協力金の支給対象とはなりません。



※医療機関コード(131～)は、処方箋に書かれています。今回の申請から連携する医療機関のコードを必須項目としましたので、ご注意ください。

調剤体制の確保

4月29日(土)・30日(日)、
5月3日(水)～5月7日(日)

診療・検査医療機関と連携して、調剤体制を確保する。

実績報告・協力金の請求

5月8日(月)～5月31日(水) (予定)

- ①「請求書兼送付票」を都が指定した場所へ郵送する。
- ②専用サイト(東京共同電子申請サービス)から、対象期間中の調剤体制の確保状況の実績について、必要事項の入力を行う。

○※事前登録の際に入力されたメールアドレス宛に案内メールを送ります。

協力金の受領

令和5年7月頃～

事前登録と実績報告の内容を審査し、内容に疑義がないものから順次、協力金を支給する。

【問い合わせ先】

○ 東京都福祉保健局感染症対策部事業推進課 03-5320-4179